

倉敷義倉関連略年表

元号	西暦	月	できごと
明暦	1	1655	会津藩が社倉法を実施する 米沢藩が備籾制を創始する
明暦	3	1657	岡山藩が畝麦法を創始する
寛文	11	1671	岡山藩が社倉米を創設する
正徳	3	1713	岡雲臥が倉敷村に生まれる 【1】
寛延	2	1749	広島藩領の安芸郡矢野・挿込両村で社倉法がはじまる
宝暦	11	1761 (春)	倉敷村庄屋小野孫太夫が岡雲臥を講師として詩会を催す 【2】
明和	6	1769	2 播磨屋安右衛門(庄屋孫太夫実父)・岡雲臥が義倉を発起、「義倉条約」をつくり義衆を募る 【3】
			6 義衆74人により倉敷義倉発足、10年間義麦を抛出する 【4】 【5】
明和	7	1770	広島藩が「社倉法示教書」を領内に頒布して社倉を奨励する
安永	2	1773 閏3	岡雲臥死去
安永	3	1774	米沢藩が備籾制の復興をはかる
安永	8	1779	6 義麦割り戻し
			10 播磨屋安右衛門死去
天明	3	1783	天明の飢饉、夫食米を給与し、はじめて非常の救済を行う(以降天明4・6年両度)
天明	5	1785	1 幕府勘定所の命で倉敷代官所の陣屋田穀がはじめられる
			生活困窮者へ年間87匁余を給与し、はじめて通常の救済を行う
天明	8	1788	6 新義衆26人加入、義麦2度目の抛出(3年間) 【8】
			村貯穀がはじまる
寛政	2	1790	12 児島屋武右衛門等8人の新興商人層(新禄)が特権の旧家層(古禄)から選ばれた村役人を相手取り、村小入用(村運営費)割付への立会いなどを求め代官に訴え出る
寛政	3	1791	12 江戸で七分金積立制度がはじまり町会所が設立される
享和	1	1801	倉敷義倉が村貯穀を預かる
文化	1	1804	福山藩で義倉(福府義倉)がはじまる
文化	5	1808	2 松島省内による石門心学の道話に銀586匁余を支出
			世話役の俵屋と播磨屋への役料支払がはじまる
文化	6	1809	姫路藩が固寧倉を創始する
文化	8	1811	1 林孚一が児島郡木目村に生まれる 【14】
文政	3	1820	新田百姓への貸付が回収不能となる
文政	4	1821	庄屋等への貸付が回収不能となる
文政	11	1828	10 義衆のうち3名が「義倉条約」遵守を求めた訴状を代官所に提出 【13】
文政	12	1829	11 世話役への役料支払が停止される【13】
天保	4	1833	天保の飢饉はじまる(～天保10年)、倉敷では義倉の救済活動が効果を発揮
嘉永	2	1849	6 修義会で林孚一が続義倉結成を提起、即時賛成は植田武右衛門と岡俊蔵のみで不成立
嘉永	4	1851	前年の水害被災者を救済
明治	2	1869	6 修義会で続義倉結成の機が熟す
明治	3	1870	10 「続義倉条約」に義衆77名が調印し、続義倉発足 【16】 【17】
			閏10 第1回義金抛出(5年間で10回) 【19】 【20】
明治	5	1872	2 続義倉に義倉が合流する
明治	25	1892	9 林孚一死去
明治	30	1897	9 続義倉を倉敷町へ移管する
明治	31	1898	11 誓願寺で最後の修義会が催され続義倉が事業を終了する
明治	37	1904	続義倉の残金により岡雲臥頌徳碑が鶴形山に建立される
平成	24	2012	11 倉敷義倉文書が倉敷市指定重要文化財となる

凡例

斜体は他地域での代表的な備荒貯蓄制度にかんするもの

【】内の数字は関連の深い展示資料の番号を示している

参考文献

『倉敷市史』第三・九冊、『新修倉敷市史』第四巻近世(下)、内池英樹氏「近世義倉組織の一考察(上)―倉敷義倉を事例として―」(『岡山地方史研究』80)、同氏「近世義倉組織の一考察(下)―倉敷義倉を事例として―」(『岡山地方史研究』81)、同氏「倉敷義倉―義志の浅深二任セ」(平成24年度倉敷市歴史資料講座第4回レジュメ)